

様式第 8 号（第 6 条の 5 関係）

滋賀県収入証紙貼付欄

※交付手数料として 1 隻につき 1,050 円分の証紙を貼ってください。

※複数艇を一括で請求する場合等、貼付欄に貼りきれないときは裏面に貼ってください。

年 月 日

(宛先)
滋賀県知事

〒
請求者 住所

氏名
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称〕
および代表者の氏名

電話番号

適合証再交付請求書

先に交付を受けた適合証について、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第 15 条の 2 第 4 項の規定に基づき、再交付を請求します。

1 船 舶 所 有 者 の 氏 名	
2 請 求 者 の 区 分 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 船舶所有者 イ 指定保管業者
3 船 舶 番 号	
4 船 舶 の 種 類 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 水上オートバイ イ 水上オートバイ以外のプレジャーボート
5 交付を受けた適合証の番号 (該当するものについてのみ記載してください。)	船体貼付用適合証： 原動機貼付用適合証：
6 再交付請求する適合証の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	ア 船体貼付用適合証 イ 原動機貼付用適合証（船外機の場合に限る。)
7 再交付を必要とする事由 (再交付請求する適合証の種類ごとに記載すること。)	

- 注 1 再交付請求に係るプレジャーボートが複数あるときは、1 の欄および 3 の欄から 7 の欄までの内容を別紙として添付することもできます。
- 2 7 の欄は、交付を受けた適合証の現況を具体的に記載し、再交付を必要とする事由を記載してください。
- 3 船舶検査証書および船舶検査手帳の写しを添付してください。ただし、指定保管業者が請求する場合は、これらを添付する必要はありません。
- 4 再交付する適合証には新たな番号が付番されます。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とします。

(滋賀県記載欄) 以下の欄には記載しないこと。

受付	審査	決定	送付	登録

適合証交付番号（再）	
船体貼付用	原動機貼付用